

# 消費者安全に関する基本方針の改正について

## 1 改正の経緯

消費者安全法（平成21年法律第50号）第6条において、「内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針（以下「基本方針」という）を定めなければならない。」とされており、基本方針は、平成22年3月30日に策定されて以降、これまでに、平成25年4月に改正されたところ。

今般、平成26年に改正された消費者安全法が平成28年4月1日に施行されることを踏まえ、当該改正（ ）等に伴う所要の改正を行う。

### （ ）消費者安全法の平成26年改正の概要（改正概要）

- 1 消費生活相談等の事務の実施、消費生活センターの設置等  
民間委託する場合は基準を満たすこと  
消費生活センターの運営組織等について条例を整備
- 2 消費者行政職員及び消費生活相談員の確保と資質向上  
「消費生活相談員」の職を法律に位置づけ（登録試験機関が試験を実施）  
消費者行政職員及び消費生活相談員に対する研修の実施 等
- 3 地方公共団体の長に対する情報の提供  
消費生活上特に配慮を要する購入者に関する情報等で、当該地方公共団体の住民に関するものを提供
- 4 消費者安全の確保のための協議会等  
地方公共団体による「消費者安全確保地域協議会」の設置

## 2 改正の概要

現行の基本方針の項目建ては、以下のとおり。今回の基本方針改正により、下線部分を追加。

- |  |
|--|
| 第1 消費者安全の確保の意義に関する事項                                   |
| 第2 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項                             |
| 1 消費生活相談等  |
| (1) 消費生活相談等の事務の実施                                      |
| ・ <u>民間委託する場合は基準を満たすこと</u> （改正概要1 ）                    |
| ・ <u>平成27年3月に決定された「地方消費者行政強化作戦」の推進</u>                 |
| (2) 消費生活センターの設置等                                       |
| ・ <u>消費生活センターの運営組織等について条例を整備</u> （改正概要1 ）              |
| (3) <u>消費生活相談員の処遇の確保等</u>                              |
| ・ <u>「消費生活相談員」の職を法律に位置づけ（登録試験機関が試験を実施）</u><br>（改正概要2 ） |
| ・ <u>消費生活相談員に対する研修の実施</u> （改正概要2 ）                     |

(4) 消費者行政担当職員の資質向上等

・消費者行政職員に対する研修の実施(改正概要2)

(5) 消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報提供

消費生活上特に配慮を要する購入者に関する情報等で、当該地方公共  
体の住民に関するものを提供(改正概要3)

(6) 消費者安全の確保のための協議会等

地方公共団体による「消費者安全確保地域協議会」の設置(改正概要4)

2 消費者事故等に関する情報の集約等

3 消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査

4 他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求並びに事業者に対する  
勧告及び命令等

5 食品表示

( ) 食品表示法の平成27年4月の施行を踏まえた表現の修正

第3 他の法律の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施につ  
いての関係行政機関との連携に関する基本的事項

第4 消費者安全の確保に関する施策の施策効果の把握及びこれを基礎と  
する評価に関する基本的事項

第5 消費者安全の確保を支える重要事項

### 3 今後のスケジュール(現時点の想定)

1月 パブコメの募集(1か月(1月21日から2月19日まで))

改正案の消費者委員会への説明

2月 各省協議(法定)

3月 消費者委員会・消費者安全調査委員会からの意見聴取(法定)

内閣総理大臣決定(4月1日付け改正)